

島根県高体連各種会議出張旅費内規

平成13年4月作成

令和3年一部改正

会議名	出席者	交通費	現地交通費	宿泊費	備考	
県内会議・松江	常任理事会	会長・副会長 常任理事	原則陸路計算により支給する。 *公共交通機関を利用する場合は、JR普通運賃・特急運賃(大田以西) *駐車料金は実費支給	なし	6,000円 (隠岐のみ)	年1回・随時
	代議員会	各校生徒・教員1名				年1回
	理事会	会長・副会長 常任理事・理事				年2回
	新任会計担当者会	専門部会計担当				年1回
	全国総体監督者会	開会式種目監督				年1回
	県総体検討委員会	会長・地区理事・実施種目委員長				年1回
	高体連賞選考委員会	常任理事				年1回
	中国理事會	高体連事務局	原則JR普通運賃・特急運賃	原則1,500円	実費(要項による)	年2回
	全国高体連会議・研究大会	高体連事務局	原則JR普通運賃・特急運賃	原則1,500円	実費(要項による)	年5回
	中国委員長会	各種目委員長 (代理)	大会時に開催(選手が出場する場合) 原則現地交通費として1,500円 大会時に開催(選手が出場しない)、大会時とは別途に開催の場合 原則JR普通運賃+特急運賃+8,000円(宿泊費)+3,000円(現地交通費2日分)	原則現地交通費として1,500円 大会時とは別途に開催の場合 原則JR普通運賃+特急運賃+8,000円(宿泊費)+3,000円(現地交通費2日分)		年1回に限り補助 (男女別開催は別々に補助)
県外会議	全国委員長会	各種目委員長 (代理)	大会時に開催(選手が出場する場合) 原則現地交通費として1,500円 大会時に開催(選手が出場しない)、大会時とは別途に開催の場合 原則JR普通運賃+特急運賃+8,000円(宿泊費)+3,000円(現地交通費2日分)	原則現地交通費として1,500円 大会時とは別途に開催の場合 原則JR普通運賃+特急運賃+8,000円(宿泊費)+3,000円(現地交通費2日分)		年に1回限り補助 (全国ブロック委員長会が続いて開催の場合は1泊分補助)
	全国ブロック委員長会					

※ 中国・全国委員長会議の特急運賃は100km以上とする。

※ 広島市開催の会議旅費は、バス運賃とする。

※ 沖縄及び東北・北海道については、県の旅費規程に準じて行う。ただし、航空機使用の場合は、県の規定通り半券を報告書に添付する。

※ 県外会議について

(中国) 原則JR運賃とするが、自家用車を利用する場合は20円/kmとし、高速料金は実費を補助する。

(全国) 原則JR運賃とするが、航空機における早割等を利用しJR運賃よりも安価な場合はその実費を補助する。ただし航空機による料金(JR料金を超過した場合はJR運賃のみを補助する。(超過した金額については各専門部で対応すること)

(全体) 高速バス等を利用する場合はキャンセル料については県高体連と相談すること。